

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律概要

1. 趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引上げを行う。

2. 税制上の措置の内容

- 平成26年度から平成35年度までの間、個人住民税の均等割の税率を次のように引き上げる。

年額 1,000円引上げ 年額 5,000円とする（現行 年額 4,000円）

道府県民税の均等割

年額 500円引上げ 年額 1,500円とする（現行 年額 1,000円）

市町村民税の均等割

年額 500円引上げ 年額 3,500円とする（現行 年額 3,000円）

3. 施行期日

公布の日